

免税販売により物品を購入した入国者に係る情報提供のご協力のお願について

標題の件、政府からのご要請に基づき、以下の内容にて会員各位のご協力をいただきたく、ご多忙の折大変恐縮ではございますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

1. ご依頼の概要

入国（上陸/帰国）後14日以内に免税購入した者の詳細について、情報提供いただくこと。

2. 情報提供についての内容

(1) 提供情報の詳細

入国（上陸/帰国）後14日以内に免税購入した者の以下の情報

- ① 免税購入日 ② 氏名 ③ 生年月日  
④ 国籍 ⑤ 旅券番号 ⑥ その他特筆すべき事項

(2) 情報提出方法

メール送信による。

※別添『資料3\_メールひな形』をご参照ください。

※お送りいただいたメールについては、個人情報が含まれるため、

店舗様でのルールに基づき管理・削除等のご対応をお願いいたします。

(3) 情報提供先

入国者健康確認センター

(メールアドレス：[inquiry@hco.mhlw.go.jp](mailto:inquiry@hco.mhlw.go.jp))

(4) 情報提供タイミング

免税手続終了後、できるだけ翌日までに提供願いたい。

(5) 情報提供期間

新型コロナウイルス感染症に係る防疫措置として行われる入国後14日間待機の要請が停止されるまでの期間。(期間終了時に改めてご案内いたします)

3. 背景・経緯等

- ・現在、日本に入国されるすべての方は14日間指定された場所（ホテルや自宅等）での待機が求められており、このことは入国の際の誓約内容となっている。
- ・14日間待機の要請に違反する事実が確認された場合、誓約違反として、在留資格取消・強制退去や氏名公表等の措置の対象となる場合がある。
- ・免税店では免税手続の際に上陸年月日（帰国日）の確認が必須となっており、上記事実確認を実施するため、可能な限り情報提供のご協力をお願いしたい。

4. 添付

- ・資料1\_情報提供に関するご協力のお願について（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
- ・資料2\_注意喚起ポスター\_PDF
- ・資料3\_メールひな形

以上